

東南アジアの最低賃金の状況と労働運動

JCM国際局長 岩井伸哉

近年、東南アジア各国では最低賃金が引き上げられてきており、特に2012年以降は、インドネシアやタイで大幅な引き上げが実施された。これにより、インフレへの懸念、企業の海外移転・閉鎖、それに伴う雇用不安などが喧伝されたが、現時点ではどのような動きになっているのだろうか。今回はインドネシアとタイを取り上げ、最低賃金引き上げおよびその後の状況について報告する。

インドネシア

2012年から2013年初頭にかけ、KSPI（インドネシア労働組合総連合）などインドネシアの主要な労働組合ナショナルセンターは、最低賃金の大幅な引き上げを求め、ジャカルタ市内の目抜き通りはもとより、近郊の工業団地でも大規模な抗議行動を繰り広げた。労働組合側の要求は、最低賃金とあわせて、非正規労働（アウトソーシング）の根絶と社会保険制度の即時実施を要

求していた。この抗議行動では、工業団地につながる高速道路を封鎖し、物流を阻止したり、工業団地に入居する企業に対し、最低賃金や労働法を順守しているか否か、違法なアウトソーシング労働者を使用していないかどうかについて、巡回活動を半ば強制的に実施していた。そのため日系企業も含め多くの企業で生産停止などの大きな影響を受けた。政府はこのような労働組合の強硬な姿勢に折れる形で、ジャカルタ首都圏で月額152万9150ルピアであった最低賃金を220万ルピアへ約40%引き上げる決定を下した。

2012年までの10年間のインドネシアの最低賃金は年約6~15%の範囲内、平均すれば10%程度の引き上げに止まっていた。円建て換算では最低賃金額そのものが8000円から1万2000円の間で落ち着いており、インドネシア国内で製造し、日本など海外に輸出するような産業では大きな影響はなかったと言える。それが2013年にはルピア

インドネシアの最低賃金の推移

(ジャカルタ首都圏：ルピア・月額)

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ルピア	286,000	426,250	591,266	631,554	671,550	711,843	819,100	900,560
ルピア建て 上昇率		49.03%	38.71%	6.81%	6.33%	6.00%	15.06%	9.95%
円換算	3,689	5,072	7,982	8,525	8,125	8,115	10,402	11,617
円建て 上昇率		37.49%	57.36%	6.81%	-4.69%	-0.13%	28.19%	11.68%

年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
ルピア	972,605	1,069,865	1,118,900	1,290,000	1,529,150	2,200,000	2,441,000
ルピア建て 上昇率	8.00%	10.00%	4.58%	15.29%	18.54%	43.84%	10.95%
円換算	10,504	9,629	10,583	11,739	12,997	20,680	21,845
円建て 上昇率	-9.58%	-8.33%	12.71%	8.16%	10.72%	59.10%	5.64%

注：円-ルピアの為替レートは、各年の平均を使用。



最賃の引き上げなどを要求し、ジャカルタに集結した3万人の労働者 (2014年2月)

建てでも円建てでも急激に上昇しており、もっぱらインドネシア国内で取引を行っている企業においても、輸出産業の企業においても、企業負担ということでは大きな影響を受けている。

最低賃金の決定過程

インドネシアの最低賃金は、「生産性や経済成長を考慮しながら、適正な生活水準を維持するために必要な賃金」であると規定されており、適正な生活水準を維持するための費用（適正生活水準費）とは「単身の労働者が1カ月間、人間らしい生活をするのに必要な費用」とであると定義

されている。適正生活水準費は最低賃金を決定する際、基礎となる数値である。具体的には、労働者が1日3000カロリーの摂取を基準とし、住居、教育、光熱、医療、交通、娯楽など適正な生活を営むために必要な物品等の金額を基準にした数値とされている。

最低賃金は地方自治体ごとに決定されることになっており、各地方自治体政府は政労使三者構成の調査チームもしくは賃金委員会を設置し、適正生活水準費に含まれる物品等の物価調査を行い、それに基づいて最低賃金額を協議することになる。

2012年以前は物品等の項目数は46項目であったが、労働組合側は80項目に増やすよう要求し続けており、2013年の最低賃金引き上げの際には60項目に増やされたという経緯がある。

MPBIの結成

2013年に入ると、労働組合側はその活動に新たな展開を加えた。KSPI、KBSBI（インドネシア福祉労働組合総連合）およびKSPSI（全インドネシア労働組合総連合）というインドネシア3大ナショナルセンターは、MPBI（インドネシ

ア労働組合評議会）を結成、「HOSTUM（低賃金拒否・アウトソーシング廃止）」活動を繰り広げた。このHOSTUM活動によって非正規労働者の根絶、社会保障制度の即時実施、そして2014年も引き続き最低賃金の大幅引き上げを実現しようとしていた。ところが2013年後

半になると、このような活動に対し労働組合間で温度差が生じ、KBSBIやKSPSIがMPBIから離脱することとなった。一説によればKSPIの「過激」な行動が他の労働組合には「やり過ぎ」と受け止められたのではないかとされている。

2014年の最低賃金は前年比約10%増と、2013年の引き上げと比べて小幅なものとなった。これは労働組合間の不協和音に加え、各地方自治体政府や経営側の強硬な姿勢が影響したという見方がある。

最低賃金引き上げの影響

2013年に最低賃金が40%引き上げられた際には、ハイパーインフレの発生や労働コスト上昇によって企業が撤退・移転し雇用が失われるのではないかと懸念があった。しかし、物価については、最低賃金引き上げより、インドネシア・ルピア安

による輸入物価の上昇、特に燃料費の急激な上昇のほうが大きく影響しているとされている。外資系企業の撤退については、繊維・製靴産業の韓国系企業を中心に撤退する動きがあることが報道されたのみである。

また、ジャボタデベック地域（ジャカルタ首都圏および近郊）の賃金上昇により、東ジャワなど他の地域への工場移転の動きもあるものの、地方に行けば労働コストは安くなるが、インフラが整備されていないなど、別の課題もあるとのことであり、インドネシア国内での企業の移転は増加するのは、これからとも言われており、今後の動向を注視する必要がある。

2014年4月は国会・地方議会の議員総選挙、7月には大統領選挙が予定されており、主要労働組合も候補者を擁立し、選挙運動を活発に展開している。インドネシアの労働組合は今後、スウィーピングなどの直接行動ではなく、ロビー活動や組織内議員を通じた政策実現のための取り組みへのかじ取りをしていくのが注目されることである。

タイ

2011年7月、インラック政権はその目玉政策の一つとして選挙公約に最低賃金の大幅引き上げを掲げた。日額159パーツから215パーツであった最低賃金を、全国一律300パーツに引き上げるというものである。この引き上げは2段階に分けて実施された。まず2012年4月に全国の県でそれぞれの最低賃金を40%弱引き上げた。この段階で300パーツに達したのはバンコク都、ナコンパトム県、ノンタブリ県、サムトプラカーン県、サムトサコーン県、パトゥムタニ県およびプーケットである。その後2013年1月に全国で300パーツまで引き上げられた。

指摘した際、他の従業員と接触できない部署に配置転換されたり、解雇されたりする労使紛争が発生したケースもあった。

TEAMなどタイの労働組合は、最低賃金の引き上げを歓迎したが、同時に「急激な引き上げによる悪影響」を心配したり、「インラック政権の人気取り政策に過ぎない」など冷やかな見方もしており、労働組合としては、労働基本権である結社の自由や団体交渉の権利を保障するILO条約の早期批准をタイ政府に要求する活動を優先させていたように見える。

最低賃金引上げの影響

最低賃金の引き上げに対抗し、企業の中にはこれまで賃金とは別に支給していた諸手当を賃金の中に組み入れ、300パーツの水準をクリアしようと画策するところもでてきた。TEAM（タイ電子・電機機器・自動車・金属総連合）は最低賃金に関するコールセンターを設置し、上記のような企業行動に関する情報を収集、対応していた。法の抜け道を利用する企業において労働組合側が問題を

300パーツへの最低賃金の大幅な引き上げは企業負担の増加やインフレなどへの懸念があった。また最低賃金が全国一律となることによって、労働コストが同等であれば、企業はインフラが整備されていない地方よりも、バンコク周辺での事業展開を好むことになり、地方の発展が見込まれなくなるとの批判もあった。

実際、企業負担は増加したが、各企業の努力と政府の企業支援により、企業活動への影響は限定的であるとのことである。人件費上昇を価格に

タイの最低賃金の推移 (通貨：パーツ)：日額

都県	2007年 1月1日	2008年 1月1日	2008年 6月1日	2010年 1月1日	2011年 1月1日	2012年 4月1日	2013年 1月1日
バンコク、サムトプラカーン	191	194	203	206	215	300	300
チョンブリ	172	175	180	184	196	273	300
パトムタニ	191	194	203	205	215	300	300
アユタヤ	160	165	173	181	190	265	300
ラヨーン	161	165	173	178	189	264	300
プラチンブリ	152	155	163	170	183	255	300
ナコンラチャーシマー	162	165	170	173	183	255	300
チェンマイ	159	159	168	171	180	251	300

※2013年1月1日より全国一律300パーツに引き上げ

バンコク、サムトプラカーン県の最低賃金の推移 日額 (パーツ・円建ておよび上昇率)

	2007年 1月1日	2008年 1月1日	2008年 6月1日	2010年 1月1日	2011年 1月1日	2012年 4月1日	2013年 1月1日
パーツ建て	191	194	203	206	215	300	300
パーツ建て上昇率		1.57	4.64	1.48	4.37	39.53	0
円建て	641	731	659	572	582	733	845
円建て上昇率		14.04	-9.85	-13.2	1.75	25.95	15.28

※円-パーツの為替レートは各年月の平均を使用

転嫁することもあるが、物価上昇は前年比3%程度で安定している。一方で最低賃金引き上げが、最低賃金以上の賃金を得ている層にも波及し、家計の購買力が高まり、消費の拡大につながっているとされている。工業地帯はバンコク周辺から北は

アユタヤ、東はラヨーンなどの沿岸地帯まで広がってきている。最低賃金引上げ後もこの動きには変化はないように見られる。これは失業率が1%以下で推移していることから、労働力確保のために新しい工場をバンコクからより遠くに建設しており、

今後の東南アジアにおける労働運動

バンコク周辺以外の地域でも、工業団地、港湾、道路などインフラが整備されてきていることなどが考えられる。

他の東南アジア地域でも、インドネシアやタイの事例には及ばないものの、最低賃金の引き上げが実施されている。これまで税制優遇措置や低賃金を目玉に外資企業誘致を進めていた時代の政策に大きな変化があったと考えられる。それは、各国政府が自国のさらなる発展を考えていかなければならず、その答えが、産業の高度化、高付加価値化、廉価な労働コストに頼らない競争力強化である。ただそのためには、最低賃金引上げだけでなく、教育も重要であるし、労働組合の能力向上も必要であるし、さらには建設的な労使関係の構築への労使の努力も重要である。また、企業が国際的労働基準を順守するよう政府が積極的に関与することも重要である。

東南アジア各国の労働組合組織率は総じて低い。インドネシアで10%

以下、タイでは2〜3%と言われている。労働組合は企業との労使協議や団体交渉を通じて労働条件の向上を実現させているが、低い組織率では社会的影響力も高くはならず、波及効果も小さい。組織率を上げるためには組織化しなければならぬが、労働組合結成は往々にして経営側の強固な抵抗や拒否に直面し、非常に難しい。また東南アジア各国の労働者は最低賃金に近い報酬で働く人も多く、最低賃金の引き上げが直接賃金に影響することになる。そのため各国労働組合は、厳しい状況の中でも組織化による組織拡大と団体交渉による労働条件の維持・向上に加え、底上げを図るための最低賃金引上げを含めた政策

提言活動にも力を入れ始めている。

タイの自動車関係の労働組合のトップは、JCMが主催した「建設的労使関係構築に関するタイ労使ワークショップ」での質疑応答で、「この

東南アジア各国の最低賃金額 (2014年：各国通貨)

国	通貨	日額	月額	備考
ミャンマー	チャット	500.00 (約 53 円)	15,000.00 (約 1,600 円)	各種手当は含まず。 日額で決定。 月額はその30日分として換算
カンボジア	リエル	8,220.91 (約 212 円)	246,627.27 (約 6,363 円)	被服・製靴産業に適用。 月額 55USドルに生計費手当 6USドルを加えた額をリエルに換算。日額はその1/30の数値。
ベトナム	ドン	63,333.33 ~ 90,000.00 (約 307 ~ 436 円)	1,900,000.00 ~ 2,700,000.00 (約 9,200 ~ 13,100 円)	月額で決定。 日額はその1/30の数値。 最高額はハノイ市、ホーチン市などの大都市圏に適用。
インドネシア	ルピア	81,377.00 (約 723 円)	2,441,302.00 (約 22,000 円)	ジャカルタ首都圏に適用される最低賃金額。月額で決定、日額はその1/30の数値。
タイ	バーツ	300.00 (約 951 円)	9,000.00 (約 28,538 円)	日額で決定、 月額はその30日分として換算。 全国一律。
マレーシア	リンギット	26.67 ~ 30.00 (約 835 ~ 939 円)	800.00 ~ 900.00 (約 25,043 ~ 28,173 円)	800.00 リンギットはサバ州およびサラワク州に適用。 900.00 リンギットはマレー半島に適用。月額で決定、日額はその1/30の数値。
フィリピン	ペソ	429.00 ~ 466.00 (約 987 ~ 1,072 円)	12,870.00 ~ 13,980.00 (約 29,615 ~ 32,619 円)	マニラ首都圏に適用される最低賃金額。日額で決定、月額はその30日分として換算。

注：各国通貨から円への換算は、2014年3月初め時点の各国通貨為替レートを使用。

程度の最低賃金を支払うようなことのできない企業は、ミャンマーやカンボジアにでも行ってもらってかまわない。しかしわれわれ労働者や労働組合も、この最低賃金に見合うだけの努力をしていくよう、今後変わっていくかなければならない」と述べたように、大きな転換点にあると言え